

岩手県告示第444号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第3項の規定により、農業委員会ネットワーク機構の住所及び事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和2年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

農業委員会ネットワーク機構の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
一般社団法人岩手県農業会議	住所及び事務所の所在地	盛岡市菜園一丁目4番10号	盛岡市神明町7番5号	令和2年7月6日